


所管部課	市民部 課税課	部長	関田 新一			
件名	東大和市税条例等の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>消費税率の引き上げ時期の変更に伴う税制上の措置として地方税法等の改正が行われたことから、その影響を受ける東大和市税条例等の規定について一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 軽自動車税に係る環境性能割の創設 消費税の引き上げ時期と合わせて自動車取得税が廃止されることに伴い、軽自動車税に係る環境性能割を創設する。軽自動車税の取得時に限り、軽自動車の取得価額に対して燃費性能等に応じた税率で課税する。また、併せて現行の軽自動車税を種別割に名称変更する。</p> <p>② 法人市民税の税率の引下げ 地方法人課税の偏在を是正するため、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることに伴い、税率の引下げを行う。</p> <p>(2) 施行日 平成31年10月1日（一部の改正規定については、公布の日）</p> <p>(3) 影響及び効果 ①については税込増、②については税込減となる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成29年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。